

令和 3 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

令和 3 年 9 月 3 日 開会
令和 3 年 9 月 3 日 閉会

輪之内町議会

第 3 回定例輪之内町議会会議録目次

9月3日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第34号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1
議第35号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 3
議第36号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 6
議第37号から議第41号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	1 7
議第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	2 2
発議第1号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	2 5
散会	2 7
会議録署名議員	2 8

令和3年9月3日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和3年9月3日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第34号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7 議第35号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
日程第8 議第36号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議第37号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 議第38号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 議第39号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 議第40号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 議第41号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 議第42号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15 発議第1号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	箕 浦 靖 男
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
調 整 監 (住民・福祉)兼 住 民 課 長	中 島 良 重	教 育 課 長	野 村 みどり
福 祉 課 長	伊 藤 早 苗	経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	産 業 課 長	松 井 和 明
土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹	代 表 監 査 委 員	野々垣 昌 司

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和3年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、3番 土井田崇夫君、7番 高橋愛子君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月16日までの14日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和2年度5月分、令和3年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から令和2年度健全化判断比率等の報告がありました。

令和2年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席をしていただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 野々垣昌司君。

○代表監査委員（野々垣昌司君）

おはようございます。

御指名をいただきましたので、監査の結果について御報告させていただきます。

令和2年度の輪之内町一般会計並びに各特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を高橋愛子監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表してお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査いたしました。

審査の対象とした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計の5つの会計並びに各基金の運用状況について審査の対象といたしました。

審査の実施日は、令和3年7月14日から15日の2日間にわたり実施いたしました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、併せて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載したとおりであります。

今後も厳しい財政状況が続きますので、限られた財源の効率的な活用に一層努められ、真に住民に必要な安心で安全な住みやすいまちづくりを進められますよう期待しております。

以上のとおり、令和2年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のため、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

最後になりますが、現在実施されているコロナワクチンの接種につきましては、町職員の皆さんの応援もありまして順調に進んでおり、お礼を申し上げたいと思います。引き続き、希望者全員の接種が完了するまでよろしくお願いをします。

また、最近のコロナウイルスの急激な感染拡大は、これまでと同様の感染防止策では感染の拡大を防げないことを示しています。自治体としてどうすべきなのか、町民との

連携や学校教育の在り方などに加え、感染者数や年齢層の変化によっても防止策は異なってきますので、大変難しい対応が必要と考えますが、町民の命と健康を守るために最善の感染防止策を講じていただきますよう、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（田中政治君）

ありがとうございました。

野々垣昌司代表監査委員には御退場をお願いいたします。

（代表監査委員 野々垣昌司君退場）

○議長（田中政治君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から提案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

さて、現在の社会経済状況について少し触れますが、開催が危惧された「東京オリンピック2020」、無事に実施をされ、引き続き「東京パラリンピック」も開催中でありま

す。
日本選手の活躍等、明るい話題があり、閉塞感に覆われた中で希望の光の一筋をかい間見た思いでもあります。人々に活気を与えるイベントの意味を考えるきっかけとなったと受け止めております。

その一方で、新型コロナウイルスの国内での感染拡大の勢いが止まりません。第5波では感染力の強いデルタ株が多数を占め、最近では感染者の若年齢化傾向が顕著になっております。青壮年層や小・中学校、高等学校の児童・生徒にも感染が拡大し、ゆゆしき事態となっております。

首都圏、関西圏に続き、東海圏でも感染爆発が起きております。緊急事態宣言が21都道府県に発令され、岐阜県もその対象とされ、9月12日までが当面の措置期間とされました。また、まん延防止等重点措置も12県に適用され、結果として全国47都道府県中、

33都道府県がいずれかの規制対象となる、まさに危機的状況となっております。

隣接の愛知・三重・滋賀の各県における感染爆発に続き、岐阜県においても直近の感染者数は、連日300人を大きく超えてきております。

輪之内町の状況を申し上げますと、本年前半までは25例の感染にとどまっておりましたが、8月中には25例の新規感染を確認し、倍増の勢いが止まりません。もはやウイルスが至近に蔓延していると、そんな現状認識が必要であろうと思っております。

感染爆発以前の状況から大きく様相が変化したのは、最近の新規感染者が若年層にシフトし、変異株の拡大により重症化リスクが上がってきたことです。12歳以上へのワクチン接種は、現在進行中であるものの、政府によるワクチン確保の先行き不透明感は否めず、希望者全員へのワクチン接種は見通せておらず、憂慮すべき状況となっております。医療体制の脆弱さと相まって、終息に向けた出口戦略が立てられない手詰まり感が出ております。

そんな状況下で、中等症患者等を宿泊施設で療養させ、接触による感染リスクの回避及び重症化を防ぐための岐阜県の看板政策とされてきた「自宅療養者ゼロ」政策を維持することができなくなり、岐阜県の宿泊療養施設確保の必死の対応にもかかわらず、最新のデータによりますと、9月1日時点で872人が自宅での療養を余儀なくされているというのが現状であります。

感染者が若年層に拡大するにつれ、家庭内感染等で幼児・児童・生徒にも拡大のおそれがあります。夏休み明けの2学期、小・中学校では、通常の対面授業ではなく、オンライン授業に切り替える等の運用をしているところが多く見られます。

当町でも本日までオンライン授業を実施しており、今後の感染状況に的確に対応してまいります。万が一、児童・生徒に感染者が確認されれば、岐阜県教育委員会が示すマニュアルにより学級閉鎖等の措置が取られることとなります。ですが、私としては、できることなら学校休業、いわゆる休校の措置というのは何としても避けたいと考えているところであります。

先ほど申しました緊急事態宣言期間も、さらに延長されることも視野に入れての対応が必須の状況になっております。感染の爆発的拡大という新たなフェーズに直面した今、私たちは、いま一度感染防止策の基本に立ち返り、マスクの着用、手指の消毒、密の回避を継続し、かつ徹底することは当然のことではありますが、不要不急の外出を避け、ソーシャルディスタンスを確保する等、人流抑制が感染拡大防止の基本中の基本であることを認識すべきであります。

他方、希望者全員へのワクチン接種も喫緊の課題であります。先ほども申しましたように、ワクチン確保の不確実性は否めませんが、計画どおり11月末をめどに接種を完了できるように努めてまいります。

また、衆議院議員については、10月21日任期満了となりますが、解散、任期満了のど

ちらになるにせよ、選挙の時期について種々の臆測が飛び交っております。政権党の総裁選挙と併せどんな政治日程となるのか、先行きが不透明で、かつ不安定な状況であることも御承知のとおりで、ただ、私どもが所掌しております地方行政の運営においては、町民の皆様方に寄り添い、想定されるリスクの最小化に努めていく決意にいささかの迷いもありません。福祉向上、地域振興に不断の努力をしてまいりますので、議員諸氏の御理解、御協力をお願いいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件1件、補正予算2件、決算認定関係5件、条例改正1件の合計9件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

人事案件である、議第34号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となることから、地方自治法第423条第3項の規定により、委員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

続きまして、議第35号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,256万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,201万2,000円としようとするものでございます。

補正予算の主な内容は、2点でございます。1つは、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費の追加のほか、もう一つは、3小学校の校内LAN機器の更新に関する経費が主な内容でございます。

後ほど担当課長より詳細な説明をさせますが、私からはその概要について説明をいたします。

それでは、歳出予算から御説明をいたします。

総務費の文書費では、個人情報保護法の改正により地方公共団体が定める個人情報保護条例について所要の見直しが必要になりましたので、その見直し作業を行うに当たり業務委託をしようとするものであります。

次に、同じく総務費の戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードに関する事務やその他窓口事務の効率化と迅速化を図るため、マイナンバーカード用プリンターとスキャナーを導入しようとするものでございます。

次に、民生費の福祉医療費では、福祉医療費助成事業に対する県補助金の精算による返還金、高齢者福祉総務費では、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算の結果、追加納付をすることになったものです。

次に、同じく民生費の介護保険費では、安八郡広域連合負担金のうち、低所得者保険

料軽減分の精算の結果、追加納付をするものでございます。

次に、衛生費の保健衛生総務費では、保健センターの保健師2名が産休・育児休暇を取得するため、その代替職員として会計年度任用職員2名の雇用をしようとするものであります。その他、未熟児養育医療費に対する国と県の負担金の精算による返還金を計上しております。

次に、冒頭でも御説明いたしましたが、同じく衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費を追加するものであります。新型コロナウイルスワクチンの接種については、当初、本年7月末までに希望する全ての高齢者の2回の接種を行うこと、これが国から要請され、スタートしたところでありますが、その後、6月中頃、高齢者接種にめどがついた自治体から一般接種、いわゆる64歳以下の対象者に対する接種でございますが、この一般接種を始めることとされ、本年11月までの完了を目指すよう国からの要請がありました。これらの予算は、今申しました後者の一般接種を本年11月末までに打ち終わるのに必要な追加経費の計上であります。

次に、農林水産業費の耕種農業費では、県補助金のスマート農業技術導入支援事業補助金を活用した補助を行おうとするもので、導入するスマート農業技術は、ドローンを活用して農薬や肥料を散布しようとするものであります。

次に、消防費の防災費では、避難所で利用する資機材を購入するものであります。

続いて、これも冒頭で言及いたしましたけれども、教育費の事務局費では、タブレットパソコンを一斉に起動させた際の通信負荷による障害に備えるため、小学校の校舎内のLANを更新する工事費を計上しております。

続いて、歳入の御説明をいたします。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチンの一般接種の経費に対する国の負担金と補助金をそれぞれ受け入れるもののほか、マイナンバー事務の効率化のために導入するマイナンバーカード用プリンターとスキャナーに対する国の補助金を受け入れるものであります。

続いて、県支出金では、農林水産業費県補助金として、スマート農業技術として導入するドローンの購入費に対する県補助金を受け入れるものであります。

また、消防費県補助金として、避難所資機材の県の補助金を受け入れるものであります。

続いて、諸収入の雑入として、安八郡広域連合負担金のうち、介護保険給付費分の精算の結果、返還を受けるものであります。

最後に、地方交付税は、歳入歳出予算全体を調整するために計上しております。

次に、議第36号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,648万8,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、国保連合会負担金において負担金額が確定したことにより不足が生じたこと、また令和2年度普通交付金において精査の結果、返還が生じたので、返還金をそれぞれ計上しております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

先ほど歳出において説明いたしました返還金については、繰越金を充当すべく計上するものでございます。

以上が補正予算の主な内容であります。

続きまして、令和2年度の一般会計、特別会計の決算認定について順次御説明をいたします。

まず初めに、議第37号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和2年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額56億1,325万4,000円、歳出総額54億8,646万1,000円となり、歳入歳出の差引き額は1億2,679万3,000円となりました。

歳入の28.6%を占める町税では、全体で対前年度1,715万3,000円の減となりました。その要因は、町民税では個人は伸びておりますけれども、法人が減となり、1,712万円の減となっております。

また、固定資産税は、ほぼ横ばいの8万5,000円の増、そして軽自動車税は150万7,000円の増、町たばこ税は162万6,000円の減となっております。

また、税等交付金については、地方交付税の増、地方消費税交付金の増や法人事業税交付金の創設に伴う増などにより、全体で対前年度1億4,957万9,000円の増となりました。

また、国庫支出金については、家計への支援として実施された特別定額給付金事業に対する補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が皆増となったことに伴い、合わせて11億9,472万7,000円の増となっております。

町債につきましては、大型事業は対前年度に比して防災無線デジタル化工事費にとどまったこと等に関連して、緊急防災・減災事業債の発行のほか、臨時財政対策債、減収補填債の発行にとどめたことによりまして、対前年度1,230万円の減となっております。

一方、歳出では、財源確保が困難な状況において抑制型予算を基本としつつも、安易な事業の先送りをすることなく、優先度、緊急度を重視した事業を展開いたしました。

主な要因として、性質別では、普通建設事業においては大型事業として防災無線デジタル化工事の施工にとどまったこともありまして、対前年度1億4,258万3,000円の減となっております。

また、物件費では、情報教育で使用するタブレット端末とその端末の充電保管庫の購入、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を含む避難所用防災備蓄品等の購入などにより、対前年度497万4,000円の増となったことによるものでございます。

また、補助費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金給付事業の実施により、対前年度9億9,696万9,000円の大幅増となっております。

以上で、令和2年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之内町の健全財政の礎を維持しつつ、住民の方々の生活環境向上の実現に向けて努力を続けてまいります。

続いて、議第38号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

御案内のとおり、国民健康保険事業における最近の潮流としては、急速な少子高齢化社会への進展や、低所得者が集中するという制度上、構造上の課題や、新型コロナウイルス感染症の発生以来、国民皆保険の重要性が再認識をされたところであります。

そのような状況下ではありますが、令和2年度の決算状況を御説明申し上げます。

決算額は、歳入総額9億485万6,000円、歳出総額8億7,243万8,000円となり、差引き額は3,241万8,000円となっております。

令和2年度における平均加入者は、対前年度71人減の1,843人で、1人当たりの医療費は、対前年度3.6%減の31万7,000円となっております。

御案内のように、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が今後も期待されておるところでありますけれども、構成自治体として、町民の皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定経営に寄与してまいります。

次に、議第39号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、対象者は75歳以上を基本とし、一定の障がいがある方は65歳以上の方が加入可能となっております。広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び療養の給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受付等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

令和2年度の決算額は、歳入総額が1億156万円、歳出総額が1億129万2,000円となり、差引き額は26万8,000円となっております。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、489の方が個別健康診査を受診しております。その受診率は、県内4位の43.2%でございました。ちなみに、県内平均は23.0%となっております。

続いて、議第40号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として、輪之内町発達支援教室そらを運営しております。

令和2年度の決算額は、歳入総額は1,792万4,000円、歳出総額は1,667万2,000円で、差引き125万2,000円となっております。

発達支援教室さらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により実施を提供しております。

次に、議第41号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

令和2年度は、福東地区（本戸・里・南波・福東）の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。約3ヘクタールを整備し、下水道計画面積の94.9%が供用開始されたところであり、また、整備面積は352ヘクタール、処理区域人口は8,108人となり、全体計画に対する下水道整備率は89.8%となっております。

決算額は、歳入総額4億8,812万9,000円、歳出総額4億7,706万2,000円であり、差引き額が1,106万7,000円となっております。

以上で、令和2年度の各会計別の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

最後に、条例関係の提案理由を御説明いたします。

議第42号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が8月2日に公布されたことを受け、改正内容に対応していくものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第34号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書1ページをお願いいたします。

議第34号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

御案内のとおり、固定資産の課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するために各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定されてお

ます。

輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員さんは3名でございますが、そのうち1名の方が令和3年9月30日に任期満了となるため、今回、選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、または固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方から選任するという事になってございます。

そこで、今回選任をしようとする方でございますが、住所においては輪之内町下大樽760番地、氏名が森島誠也氏、生年月日が昭和24年10月22日、任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

森島誠也氏につきましては、令和2年12月4日から同職に着任いただきましたが、その際の経緯といたしましては、当時、前任の方が10月に御逝去され欠員が生じたことから、その残任期間をお願いしておりました。

今回の選任については、引き続きお願いをするものでありまして、同氏は資格要件である輪之内町の住民であり、町税の納税義務者でもあります。また、これまでに町政の各種施策にも携わってこられまして、その持ち合わせる見識も高いことから適任者であると判断をしております。

以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第34号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第35号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といた
します。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第35号について御説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第35号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。令和3年度輪之内町の
一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,256
万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,201万2,000円と定
める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月3日提出、
岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の3ページと4ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として、今回の
補正予算額を款項の区分で集計をしたものでございます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第2号）の事項別明細書により
御説明をさせていただきますが、まずもって今回の9月補正予算の主な内容は、2点で
ございます。1つは、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費の追加、もう一
つは、3小学校の校内LAN機器の更新に関する経費でございます。

それでは、歳出予算から御説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。

款2.項1.目4.文書費の132万円につきましては、個人情報保護法の改正により、地方
公共団体が定める個人情報保護条例について所要の見直しが必要になりましたので、そ
の見直し作業を行うに当たり、専門知識を有する者の支援を受けようとするものでござ
います。具体的には、改正個人情報保護法と町の個人情報保護条例との相違点の把握、
新条例の制定、他の例規への影響の把握と例規の改廃などを行います。

8ページをお願いいたします。款2.項3.目1.戸籍住民基本台帳費の15万3,000円につ
きましては、マイナンバーカードに関する事務やその他窓口事務の効率化と迅速化を図

るため、マイナンバーカード用のプリンターとスキャナーを導入するものでございます。現在、マイナンバーカードを所持されている方が転入等をされた際には、カード自体に新住所地などを手書きにより記載をしております。カード裏書き用プリンターは、その手書き作業をプリンターにより印字しようとするものでございます。

また、現在、戸籍窓口事務における本人確認の際には運転免許証などの提示を求め、発券番号を控えたり、場合によってはコピー機によりその裏表を印刷することがあります。スキャナーは、本人確認のあかしとして提示されたものを機械で読み取ることにより、その内容を電子化しようとするものでございます。

9ページをお願いします。款3.項1.目3.福祉医療費の274万1,000円は、文字どおりになります。福祉医療費助成事業に対する県補助金の精算による返還金でございます。

10ページをお願いします。款3.項2.目1.高齢者福祉総務費の552万円は、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算の結果、追加納付することになったものでございます。

次に、目4.介護保険費の2,000円につきましては、安八郡広域連合負担金のうち、低所得者保険料軽減分の精算の結果、追加納付することになったものでございます。

11ページをお願いします。款4.項1.目1.保健衛生総務費の409万5,000円のうち、節1.報酬の291万3,000円から節8.旅費の10万円までにつきましては、保健センターの保健師2名が産休・育児休暇を取得するため、その代替職員として会計年度任用職員2名を雇用しようとするものでございます。節22.償還金、利子及び割引料の16万2,000円につきましては、未熟児養育医療費に対する国と県の負担金の精算による返還金でございます。

次に、目2.予防費の1,445万4,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費を追加するものでございます。新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、当初、本年7月末までに希望する全ての高齢者に2回の接種を行うことが国から要請をされ、スタートいたしました。その後、6月の中頃、高齢者接種にめどをついた自治体から一般接種——64歳以下ですけれども——も始めることとされ、本年11月末までの完了を目指すよう国から要請がございました。これらの予算は、後者の一般接種を本年11月末までに打ち終わるのに必要な追加経費を計上したものでございます。節7.報償費の862万2,000円は、ワクチン接種に携わる医師や看護師への謝礼を計上したもの、節12.委託料の583万2,000円は、ワクチン接種体制の確保と強化を目的とするもので、文字どおりになりますけれども、時間外や休日に携わる医療従事者の派遣委託料を計上したものでございます。

12ページをお願いします。款5.項1.目4.耕種農業費の70万5,000円は、県補助金のスマート農業技術導入支援事業補助金、これは補助率は3分の1となっておりますが、それに町補助金として5%を加算した額を交付するものでございます。導入するスマート農業技術は、ドローンを活用して農薬、肥料を散布しようというものでございます。

13ページをお願いします。款8.項1.目3.防災費の297万円につきましては、避難所で

利用する資機材を購入するものでございます。これまでも各種資機材を備蓄してきたところでございますが、避難所における生活環境の向上とプライバシーの確保を図る観点から、追加して間仕切りを購入するものでございます。4部屋1セットのものを50セット購入いたします。

14ページをお願いいたします。款9.項1.目2.事務局費の1,060万4,000円は、タブレットを一斉に起動させた際の通信負荷による障害に備えるため、小学校の校舎内のLANを更新する工事費を計上したものでございます。これにより、校舎内の通信容量をこれまでの100メガから1ギガへと大幅にスピードアップをいたします。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻って4ページをお願いします。

款14.項1.目2.衛生費国庫負担金の607万7,000円と、下の枠になりますけれど、款14.項2.目3.衛生費国庫補助金の583万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の経費に対する国の負担金と補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

前後しますけれども、目1.総務費国庫補助金の15万3,000円は、マイナンバー事務の効率化のために導入をするマイナンバーカード用のプリンターとスキャナーに対する国の補助金を受け入れるものでございます。補助率は10分の10でございます。

5ページをお願いします。款15.項2.目4.農林水産業費県補助金の61万3,000円は、ドローンの購入費に対する県の補助金を一旦町が受け入れるものでございます。補助率は3分の1です。

次に、目8.消防費県補助金の148万5,000円は、避難所資機材の間仕切りの購入費に対する県の補助金を受け入れるものでございます。補助率は2分の1です。

6ページをお願いします。款20.項5.目5.雑入の134万9,000円は、安八郡広域連合負担金のうち、介護保険給付費分の精算の結果、返還を受けるものでございます。

最後に戻りますが、3ページをお願いします。款10.地方交付税は、歳入予算を調整するため、普通交付税を2,705万5,000円計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第35号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第36号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第36号について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議第36号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,648万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

6ページ、7ページにつきましては、歳入歳出それぞれを款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

事項別明細書の歳出、4ページを御覧ください。

款6.項1.目3.償還金は648万8,000円の増額補正です。内訳としましては、102.県支出金等精算返納金の635万4,000円につきましては、令和2年度の保険給付費等交付金の返還額が確定しましたので、その返還額を増額補正するものでございます。103の退職被保険者等納付金精算分の13万4,000円は、令和元年度の納付金が確定したことにより追加額を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

3ページを御覧ください。

款7.項1.目1.繰越金の648万8,000円は、令和2年度繰越金の留保額から、先ほど歳出で申しあげました県への返還金等の不足額の財源として増額補正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第36号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第37号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、議第41号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、議案書8ページの議第37号から議第41号までをお手元の令和2年度輪之内町歳入歳出決算書に基づき、順次御説明させていただきます。

初めに、決算書の2ページをお開きください。

なお、本議案提出に当たり、地方自治法の規定に基づき監査委員に依頼した決算審査の結果につきましては、本日、監査委員から御報告いただいた決算審査意見書のとおりでございます。

また、先ほど町長提案説明において決算の概要を説明させていただきましたので、これよりは朗読説明とさせていただきます。

それでは、議第37号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、3ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は56億1,325万3,922円、歳出総額は54億8,646万834円、歳入歳出差引額は1億2,679万3,088円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額333万2,000円を差し引いた実質収支額は1億2,346万1,088円となりました。

次の4ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入について、5ページの収入未済額につきましては、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額となっております。

款1の町税から款21.町債までの歳入合計は、8ページのとおりでございます。

9ページ、一番右の列、予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を2,198万1,078円下回りました。

次の10ページからの歳出につきましては、11ページの不用額は、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた額となっております。

款1の議会費から款11の予備費までの歳出合計は、12ページのとおりです。

13ページ、一番右の列、予算現額と支出済額との比較では、予算残額が1億4,877万4,166円となりました。

続いて、14ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて46ページからは歳出の事項別明細書となっております。

なお、令和2年度の決算から一番右の備考欄に担当課名及び各科目の決算額を記載しましたので、御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

次に、色紙の仕切り紙を目印に172ページをお開きください。

議第38号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、173ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は9億485万6,154円、歳出総額は8億7,243万7,581円、歳入歳出差引額は3,241万8,573円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

次の174ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入は、款1の国民健康保険税から款8の国庫支出金までとなっております。

175ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を5,757万4,846

円下回りました。

次の176ページからの歳出の款は、款1. 総務費から款7. 予備費までとなっております。

こちらの177ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が8,999万3,419円となりました。

次の178ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて188ページからは歳出の事項別明細書となります。

なお、各特別会計の備考欄につきましても、一般会計と同様に各科目の決算額を記載しましたので、それぞれ御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

続いて、204ページをお開きください。

議第39号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、205ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は1億155万9,809円、歳出総額は1億129万1,909円、歳入歳出差引額は26万7,900円となり、実質収支額も同額となっております。

次の206ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入は、款1の後期高齢者医療保険料から款7の国庫支出金までとなっております。

207ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を79万5,191円下回っております。

次の208ページからの歳出の款は、款1の総務費から款5の予備費までとなっております。

209ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が106万3,091円となりました。

続いて、210ページからは歳入歳出決算事項別明細書、歳入に続いて214ページからは歳出の事項別明細書となります。

次に、220ページをお開きください。

議第40号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、221ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は1,792万3,978円、歳出総額は1,667万1,663円、歳入歳出差引額は125万2,315円となり、実質収支額も同額でございます。

次の222ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入につきましては、款1の障害児給付費から款6の諸収入までとなっております。
223ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を23万5,978円上回っております。

次の224ページからの歳出は、款1の総務費から款3の予備費までとなっております。
225ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が101万6,337円となりました。

続いて、226ページからは歳入歳出決算事項別明細書、歳入に続いて228ページからは歳出の事項別明細書となります。

最後の会計は、234ページをお開きください。

議第41号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、235ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は4億8,812万9,333円、歳出総額は4億7,706万2,030円、歳入歳出差引額は1,106万7,303円となり、実質収支額も同額でございます。

次の236ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入は、款1の分担金及び負担金から款8の町債までとなっております。

237ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を162万8,333円上回っております。

次の238ページからの歳出は、款1の公共下水道費から款3の予備費までとなっております。

239ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が943万8,970円となりました。

次の240ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて244ページからは歳出の事項別明細書となります。

各会計、説明は以上でございますが、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果等を説明する書類として、令和2年度輪之内町歳入歳出決算説明書を併せて提出しております。こちらも御参照いただき、議第37号から議第41号までの各会計の決算の認定につきまして御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

何点かお願いしておきます。

それで、特別委員会が開かれますので、そのときにお話ししていただければいいかと思えます。

まず1点目は、一般会計の不納欠損額と収入未済額、これの内訳を知りたいんですけども、何年度分がこれ不納欠損額とされたのか、収入未済額は何年度分なのかということ年度ごとに分かれば教えていただきたいと思えます。

それから、国民健康保険、175ページ、これも不納欠損が910万ほどあります。収入未済額が5,900万ほどあります。これも先ほど言いましたように、年度ごとに分かれば教えていただきたいと思えます。

それから、後期高齢者医療、収入未済額が60万1,000円あります。これも同じように教えてください。

それから、公共下水道、280万ほど収入未済額がありますが、これもどうなっておるのか教えていただきたいと思えます。

特にこの中で滞納されている方には、恐らく行政からすればその方には、何年度分はこういうふうになっているけれども、ちゃんとあなたは納められるんですかと。納められると言うんだったら誓約書を書いて出してくださいというように返済の計画も出されると思うんですが、その辺のことも教えていただきたいと思えます。

特別委員会で教えてください。

○議長（田中政治君）

ほかにございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第37号から議第41号までについては、8人の委員で構成する令和2年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号から議第41号までについては、8人の委員で構成する令和2年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました令和2年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名をしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長は、土井田崇夫君、副委員長は、浅野重行君です。

これで報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第14、議第42号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第42号について御説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議第42号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定め

るものとする。令和3年9月3日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年8月2日内閣府令第23号）に対応するため、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新体制において保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので書面等によることが規定、または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

初めに、目次のところでございます。目次に、第3章の次に新たに「第4章 雑則（第53条）」を加えます。

右の現行の下のほうですけれども、本文の附則第5条（内容及び手続の説明及び同意）、ここの第2項からずうっとめくっていただいて、次の2ページから3ページの第6項まで、こちらのほうを削っていただきまして、そしてその部分を新たに第4章、雑則で、次のページですけれども、4ページのほうです。（電磁的記録等）第53条第1項から、めくっていただきまして、8ページまでの第6項につきまして追加規定をするものでございます。

現行では、従来から電磁的方法により行うことが規定で認められておりましたが、今回は、そのほかの手続と併せ追加規定する第53条を根拠として電磁的方法により行うことができるようになります。その方法、取扱いについて、明確に追加規定をするものでございます。

また、戻っていただいて、4ページ、一番上の現行のところの右側の第38条第2項ですけれども、こちらのほうを先ほどの第5条第2項から第6項までの削除に伴いまして、こちらも削除となります。

その下ですけれども、第42条の第1項第3号に掲げてあります改正につきましては、基準府令に基づき所要の改正を行うものでございます。

この規定が追加されることによりまして、電子化が進み、様々な書類等のやり取りを電子媒体で記録、保存等も可能になります。

議案書のほうに戻っていただきまして、13ページをお願いします。

附則でありますけれども、この条例は、公布の日から施行になります。

以上で、議第42号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(田中政治君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

お尋ねします。

欠席の届出というところがあります、第2条の中で、この中には公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由というふうに書いてあるんですが、今のコロナの関係で誰がかかってもおかしくないような状況です。仮に議員がかかったときには、それは欠席事由になりますけれども、こういうのはどうなるのでしょうか。

それから、法定伝染病になった場合はどんなふうに扱っていくようになるのでしょうか。

(「違う」の声あり)

○5番(浅野 進君)

議長、すみません、私、違うところ、すみません。

○議長(田中政治君)

今の発言は取消しということでは言っていただけませんかやろうか。

浅野進君、発言の取消しを……、私がやっておけばいいかね。

○5番(浅野 進君)

はい。

○議長(田中政治君)

ただいまの浅野進君の質問については取消しということにしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者なし)

○議長(田中政治君)

これで質疑を終わります。

これから議第42号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第15、発議第1号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

発案者から趣旨説明を求めます。

上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

発案書。

発議第1号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則について。輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり発案する。令和3年9月3日提出。提出者、輪之内町議会議員 上野賢二、賛成者、輪之内町議会議員 小寺強、同じく賛成者、高橋愛子、同じく賛成者、大橋慶裕。輪之内町議会議長 田中政治様。

規則改正の内容につきましては、新旧対照表の9ページを御参照いただきたいと思います。

輪之内町議会会議規則（昭和62年輪之内町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故等」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めます。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

この規則改正につきましては、「標準」町村議会会議規則が改正されたということで

変更を発案するものでございます。

理由としましては、第2条につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護などの議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、第89条第1項につきましては、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

その理由におきまして提案するものでございます。よろしく御審議いただきたいと思っております。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月15日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしましたと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号から議第41号までについては、9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月16日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月15日午前9時までに御参集を願います。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前10時40分 散会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月3日

輪之内町議会 議長 田中政治

署名議員 令和3年9月28日死亡

署名議員 高橋愛子